建築士の懲戒処分一覧

処分年月日	建築士の氏名	一級・二級・木造の別	登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和8年10月13日	平 塚　　徹	二級	第阪神2025号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和8年3月30日	本 岡 大 幹	二級	第400328号	戒告	左記の二級建築士は、株式会社企広二級建築士事務所（兵庫県知事登録第02A02226号）の業務に関し、設計・工事監理を請け負った建築主の一戸建て住宅の工事に関して、建築主に対して重要事項説明を行わず、また、設計等の受託契約に係る書面、重要事項説明書及び工事監理報告書を交付しなかった。
令和8年1月20日	岩 田 義 彦	二級	第阪神2284号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和8年1月20日	森 脇 俊 郎	二級	第社319号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和8年1月20日	岡 本 次 郎	二級	第洲本290号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第2項において準用する同条第1項第1号に規定する期間内に受講しなかった。
令和7年3月11日	土 野 定 己	二級	第豊岡9号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和7年3月11日	中 畑　　勝	二級	第阪神69号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第2項において準用する同条第1項第1号に規定する期間内に受講しなかった。
令和7年3月11日	小 野　　郁	二級	第阪神2233号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の37第2項において準用する同条第1項第1号に規定する期間内に受講しなかった。

建築士の懲戒処分一覧

処分年月日	建築士の氏名	一級・二級・木造の別	登録番号	処分の内容	処分の原因となった事実
令和6年3月25日	栃 尾 利 昌	二級	第八鹿68号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和6年3月25日	今 垣 卓 也	二級	第三田103号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和5年3月31日	西 川 均	二級	第浜坂76号	戒告	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。
令和3年12月24日	石 田 健	二級	第2800601号	令和4年4月1日から2月間の業務停止	左記の二級建築士は、建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第2号に規定する二級建築士定期講習を建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の36に規定する期間内に受講しなかった。